

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 25 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370095

研究課題名(和文) 南米におけるトラウマ的記憶の「商品化」

研究課題名(英文) "Commodification" of Traumatic Memories in South America

研究代表者

林 みどり (HAYASHI, Midori)

立教大学・文学部・教授

研究者番号：70318658

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、南米諸国におけるトラウマ的な人権侵害の記憶が、いかなる過程を経て社会的に認知され、文化的な「市場」で流通し、消費されてきたかを、ミュージアムや記念碑といった「記憶の場」、映画製作や出版などの文化産業、新たな研究領域("historia reciente" = 1960年代から現在までの現代史研究)の確立過程の分析を通じて明らかにした。アルゼンチン、チリ、ウルグアイの比較検討を通じて、"historia reciente"の歴史的な語りの構造を明らかにし、いかなる集合的な文化的記憶として構築 = 再構築されてきたかを分析した。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on how traumatic memories of human rights abuses in South America have been socially recognized, circulated and consumed in cultural "market," through analyzing "lieux de memoire" (sites of memory) such as museum and monument, cultural industries as film making and book publishing, as well as creation of an academic "field" for the study of history from 1960's to present, naming it "historia reciente." Through comparative analysis between Argentina, Chile and Uruguay, this research clarifies the process of constructing and reconstructing historical narrative of "historia reciente" in shaping collective cultural memory.

研究分野：思想史

キーワード：記憶 文化的記憶 記憶の場 歴史叙述 ト라우マ 商品化 人権侵害 ラテンアメリカ

### 1. 研究開始当初の背景

(1)ホロコースト研究における記憶研究の蓄積：トラウマが社会を構成する諸個人や文化に及ぼす影響に着目する研究は、ホロコースト研究の文脈において理論的検証がなされてきた。ホロコースト研究で培われた理論的枠組みはトラウマ的出来事と個別的記憶・集合的記憶の関連性を分析する研究に応用され、トラウマ的記憶を文化論的な文脈で分析する研究へと発展してきた。

(2)記憶研究のグローバル化と「商品化」：移行期の正義に関する研究の進展や同時多発テロを契機に、トラウマ的記憶をめぐる言説はグローバルな社会・文化現象において展開されるようになった。近年ではトラウマという言葉がメディアを通じて人口に膾炙し、日常的な概念になることによって、トラウマという言葉の応用可能性が拡大すると同時に、トラウマ概念自体にさまざまな揺らぎや定義の曖昧さが加わるようになった。

(3)トラウマ概念のフェティッシュ化：精神医学的には、トラウマとは、トラウマを引き起こした体験の表象不可能性や言語機能の不全をともなう病理症状であり、したがって人間的諸活動の根源的領域を崩壊させかねないものである。だが現実には、そのような病理症状としてのトラウマの本質とは全く異なる地平で、トラウマという言葉が多用され、トラウマ的記憶があたかもひとつの文化的「商品」として扱われるようになってきている。

### 2. 研究の目的

トラウマ的記憶の「商品化」の問題を、アメリカのグローバルな地政学的戦略と結びつけた「ポスト9.11」という特殊アメリカ的文脈でとらえる研究が数多くおこなわれてきた。しかし本研究は、そのような特殊アメリカ的文脈を離れて、他の地域で起こった政治的暴力や社会的暴力の記憶の継承の問題として、トラウマ的記憶の「商品化」を捉え直す。

具体的には、権威主義体制下で熾烈な人権侵害が行われた南米諸国（アルゼンチン、チリ、ウルグアイ）における集合的記憶の事例をとりあげ、トラウマ的記憶がどのように社会的に扱われ、認知され、「商品化」されてきたのか、現在に至るまでいかなるかたちで社会的に流通し消費されてきたかを明らかにする。

### 3. 研究の方法

トラウマ的記憶がいかなる過程を経て社会的に認知され、文化的な「市場」で流通し消費される「商品」となったか、その社会的・文化的な状況を分析する。従来の政治学的・社会学的アプローチだけでなく、近年では文化理論を用いた思想研究や文化論研究において、理論枠の再検討を含む重要な研究が活発になされており、これらの諸研究を手

がかりに、トラウマ的記憶の「商品化」に関する言説分析を進めた。

そのための具体的な分析対象として、集合的な記憶構築にあたって、屋台骨となるさまざまな「記憶の場」のなかから、本研究では(1)ミュージアム・記念碑、(2)文化産業、(3)専門領域の3点に絞って分析を進めた。

(1)ミュージアム・記念碑分析：トラウマ的出来事が起こった現場を文化財保護の対象として保存する動きや、ミュージアムの設立をめぐる言説の変容、社会運動組織との関わり、政治決定の過程を明らかにした。各種ミュージアムが実現された後、誰によっていかなる形で消費され、どのようなメディアで流通したか、現地の観光産業やグローバルなツーリズムにどのように組み込まれてきたかの解明をめざした。

(2)文化産業の分析：映画と文学を中心に分析を行った。ドキュメンタリー作品やフィクション映画のなかで、トラウマ的記憶の表象がどのようなかたちで消費され、回避・隠蔽されてきたかを明らかにした。文学の領域では、ポスト民主化というべきトラウマ的記憶の「商品化」を主題とする新しいタイプの文学諸作品を分析し、文学表象における記憶の消費と再生産・再創造過程を考察した。

(3)専門領域の確立過程の分析：トラウマ的記憶の社会化過程とその流通・消費において、大学研究者、在野の知識人、批評家、作家が、個別の出版や研究とは別に、公共の場においてどのような働きをしたかを分析した。具体的には大学講座やコース設置、シリーズものの専門書籍の刊行や専門雑誌の発行、シンポジウムや討論会など公的イベントの組織化のプロセス等を対象とした。またそれらの動きと人権組織の運動との連携について考察した。

### 4. 研究成果

ポスト軍政期の社会を移行期の正義の視点から考える際、従来は国内のNGOや人権アドボケータ、国際人権組織といった人権アクターの役割に主に光が当てられてきた。しかし移行期からポスト移行期に入りつつある南米諸国（とくにアルゼンチン）では、メディアや文化産業、ミュージアムや記念日制定をはじめとする物理的・象徴的な「記憶の場」の「生産」と「消費」といった一連の「文化的記憶」(J.Assman)の構築＝再構築のダイナミズムが、伝統的な人権アクターの役割を超えてはるかに大きな社会的・文化的インパクトを与えてきたことが明らかになった。

また「記憶の場」の社会的な位置づけの比較を通じて、軍政下で熾烈な人権侵害が行われた南米3国（アルゼンチン、チリ、ウルグアイ）間の差異が明らかになった。なかでもミュージアムやモニュメントの比較を通じて、南米3国におけるポスト軍政期の「文化的記憶」の違いは、最も顕著に見られた。これはいずれも3国で現在進行しつつある「記

憶の政治」と明らかな対応関係がある。

(1)ミュージアム・記念碑分析：記憶博物館やトラウマ現場の文化財保存の動きは、規模の違いはあれアルゼンチン、チリ、ウルグアイの3国に共通してみられる現象である。なかでもアルゼンチンでは最も活発に行われており、最も消極的なのがウルグアイである。

ウルグアイの事例：主として人権侵害被害者家族や被害当事者を中心とする人権アドボケータによって、長年にわたり記憶関連施設の設置が求められてきたが、他の2国に比べて記憶関連施設への「公共投資」は小規模にとどまる。軍政下で政治犯を拘束・拷問したプンタ・カレタス監獄のショッピングモールへの改変(1994年)は、人権アクターからの激しい批判にもかかわらず実現され、ネオリベラリズム時代の「忘却の政治」を象徴する出来事として記憶に新しい。人権アクターの要請によって建設された「強制失踪者記念碑」は、2014年に国の歴史的記念碑に指定されたが、ガラスの壁に強制失踪者の名を記した橋からなるごく小さなモニュメントで、モンテビデオ郊外の丘陵の公園内に設置された。中心部からのアクセスの悪さや公園内に唐突に置かれた配置など、いずれも歴史的な広がりや欠如し、固着した記憶の形象となっている。

またモンテビデオの「記憶博物館」は、19世紀の独裁者の豪華な別荘を改装した建物内に設置された小規模な文化センターで、軍政下の歴史的な出来事が起きた場所から明確に切り離されている。「軍政の成立」「民衆の抵抗」「監獄」「亡命」「強制失踪」「民主化要求と真実・正義の要請」「終わらぬ歴史と新たな脅威」という7テーマからなる展示はいずれも点描的かつ概説的で、政治的文脈化を欠いた過去の集積となっている。このように、ウルグアイの「集合的記憶」形成において、総じてミュージアムや記念碑が果たす役割は低く、移行期の正義が停滞的な社会に典型的な「忘却の政治」が機能するひとつの例ととらえることができる。

チリの事例：パチェレ左派政権のもと、2010年に独立200年記念の政府事業の一環として「記憶・人権博物館」が建設された。博物館は軍事政権下で人権侵害に関わる軍関連施設が置かれた地区に建てられ、展示内容は「人道に対する罪」が行われてきた地域や国と移行期の「真実和解委員会」を世界地図にマッピングし、そこにチリを位置づけるマクロな視点を糸口に、1973年の軍事クーデタと立憲主義の崩壊、軍事独裁の国際的ネットワーク構造、監禁・拷問を含む人権侵害の提示、弾圧への抵抗運動や人権組織の結成とその活動、国民投票による軍政の崩壊までの歴史が豊富な資料とともに丹念に跡づけられている。展示内容は抑圧の苛烈さを強調することより、軍政下での抵抗運動や民主化をもたらした民意の広がりや力点を おいており、ピノチェ退任をもたらした選挙による「国民

的和解」の大団円で終わるという筋書きが明確に示された構造になっている。ウルグアイの事例のように点描的ではないが、始まりと終わりが明確な過去の一時代として示されている点で特徴的である。現在との連続性は、人権侵害の世界地図上のマッピングにおいて示されるのみである。

他方、軍政下で秘密警察が置かれた旧秘密拉致監禁施設「ビジャ・グリマルディ」は、地域コミュニティや人権アドボケータの働きかけによって回復され、パチェレ政権下で平和公園として公的に認知を受け、現在は政府の図書館・文書館・博物館局から補助金を受けているが、運営は基本的に民間に任せられ、施設自体は小規模にとどまる。同じく旧秘密拉致監禁施設として名高い「ロンドレス 38」(サンティアゴ市内)は政府の公的認可を受けたのは2008年に入ってからであり、現在も公的資金を潤沢に受けて施設管理がなされているとはいいがたく、もっぱら人権アドボケータによって維持されている。チリでは博物館と公共教育との連携は必ずしも制度化されていないようだが、個別的教育現場では「記憶・人権博物館」での学習が実施されている。他方、「観光資源」としての位置づけには積極性はみられない。

ミュージアム分析から見えてくるチリの軍政下の暴力についての「文化的記憶」の特徴は、(a)現在から切り離され史的に完結した過去の出来事という語り方が主流である点、(b)強制失踪についてのトラウマ的記憶を「文化財」として保存・消費しようとする傾向は必ずしも大きくない、(c)抵抗の歴史を強調し、連帯と和解プロセスを重視する、という3点において顕著である。

アルゼンチンの事例：記憶の「文化財」保存の動きは、元軍人・警察への訴追の道を閉ざした免罪法を出した90年代のメネム政権下で端緒がつけられ、人権組織やアドボケータの他に、ブエノスアイレス自治政府と同州政府が「制度的暴力の記憶」を「文化財」として保全しようとする積極的な動きが見られた。2003年のキルチネル左派政権成立後は、軍政下の人権侵害の記憶に特化した「記憶文書館」の設置や、全国の旧秘密拉致監禁施設を「記憶空間」として保存する動きや、軍政下の人権抑圧において中心的位置を占めていた旧海軍機械学校を「記憶・人権空間」に変えるなど、記憶関連施設の設置が矢継ぎ早に行われた。旧拉致監禁施設のミュージアム化(「記憶空間」化)は全国で行われ、2016年現在34の旧拉致監禁施設が「記憶空間」に指定され、その多くがミュージアムに整備されて一般に公開されている。

「記憶・人権空間」は、人権組織が運営するイベントや展示の建物と、「マルビナス博物館」と「記憶の場博物館(海軍機械学校)」からなる。なかでも2015年に一般向けに開館した「記憶の場博物館」は、軍政下で強制失踪者の監禁・拷問・虐殺が行われた施設と

して広く知られ、他の「記憶空間」とならんで軍政下の暴力的な記憶と最も強い結びつきを持っている。「記憶の場博物館」は、反政府派を拉致監禁し拷問した施設という前史を、現在の建物にパリンプセストとして重ね、来場者に強制失踪者がどのような侵害を受けていたかを伝える構成になっている。

元来公的には秘された施設であり、軍部による証拠破壊の試みもあって、公的な歴史的資料として残されている物的史料はほとんどないため、博物館の展示の中心をなしているのは、テレビモニターや説明書きに記された元強制失踪者の「証言」である。チリの「記憶・人権博物館」でも同様の被害者証言は展示されているが、軍政下での抵抗・連帯と和解プロセスに関する膨大な資料（国内外の出版物、ニュース報道、手紙等）に比してその比重は小さく、反対にアルゼンチンの場合は抵抗・連帯に関する展示は、「記憶の場博物館」ではなく、同じく「記憶空間」の敷地にある人権組織が運営する他のミュージアムが、現在進行形の人権運動の一部として展示を行っており、過去のものとして歴史化されたチリ（ならびにウルグアイ）の展示のされ方とは明確に異なっている。

人権組織が運営するミュージアムと同様に、アルゼンチンの「記憶の場博物館」の特徴は、軍政下の暴力が過去のものではなく、現在も継続しているとのメッセージが前面に押し出されている点にある。民政下で生じた加害者裁判の証言者の失踪や、軍政時代の新自由主義の負の遺産（その結果としての経済破綻）といったトピックを強調し、軍政下での制度的暴力の現在性に光が当てられている。

また教育を通じた記憶の世代間継承の制度化に関しては、軍政下の「記憶」は公教育の一部としてフィールドワークや教科科目に取り入れられている。教育現場の学年歴に軍事クーデタの日を「批判的検証の日」として組み込む動きは90年代後半に出現し、キルチネル政権下では公立学校に限らず広く国民の休日として制度化された。また「記憶空間」やミュージアムの観光産業への組み込みが盛んになされるなど、制度的な認知と推奨を受けるのみならず、国や地方自治体をあげて積極的な「商品化」が行われてきた。

(2)文化産業の分析：文化産業の領域では、90年代以降、軍政下の時代を扱ったドキュメンタリー作品やフィクションが、映画や文学の領域で安定的なジャンルを形成してきた。なかでも軍政下の記憶の文化産業化が活発なのはアルゼンチンで、90年代半ば以降は、被害者だけでなく加害者側のドキュメンタリーやインタビュー集、またそれと並行して「70年代の左翼ゲリラもの」の作品化が進んだ。一方、証言文学の偏重は歴史の語りを浸食する傾向をはらむ側面は否定できず、「giro subjetivo」(B.Sarlo)のパラダイムとして批判的に考察する先鋭的な研究が出

てきている。

(3)専門領域の確立過程の分析：軍政下の記憶に関する「集合的記憶」を対象とするアカデミックな活動のなかで特筆すべきは、90年代後半、アルゼンチンの歴史学者フロレンシア・レピンをはじめとする若手歴史家を中心に、「historia reciente」という新たな歴史研究の領域が設定されたことである。「historia reciente」は、学問的な精密さが問われるとはいえ現在と切り離されたものとして過去を扱うことを可能にする従来の歴史研究とは異なり、現在を条件づけると同時に構成する。また社会学や民俗学などの同時代研究を絶えず参照し、強い理論的結びつきを保ちながらも、歴史的な方法論に依拠しつつ、表象行為としての記憶に棹さず表象の学問として自己形成しなければならない。「historia reciente」は、同時代なるがゆえの認識困難を抱え込んだ学問領域として出現し、活発な研究が展開されている。

「historia reciente」という歴史的領域が拓かれたことによって、新たな研究や出版活動が鼓舞されたことは注目に値する。当初はアルゼンチンだけで用いられていたこの歴史タームは、本研究が対象としたチリやウルグアイにとどまらず、エルサルバドルやコロンビア等、軍事政権下で苛烈な人権侵害が行われたラテンアメリカ諸国や、スペインのようにフランコ独裁政権下で抑圧された記憶をめぐる議論など、主にアメリカ大陸とヨーロッパのスペイン語圏を中心に広がっている。

以上のように、アルゼンチン、チリ、ウルグアイはほぼ同じ時期に権威主義体制を経験し、民主化プロセスを経てきた。しかし軍政下の記憶の継承のされかたは大きく異なる。そこには民主化プロセスにおいて加害者裁判が一度もなされなかったウルグアイと、免罪法が施行された時期を挟みながらも裁判が行われたアルゼンチン、人権加害者（ピノチェト元大統領）に対する海外での有罪判決を国内で適応しなかったチリというように、南米3国において移行期の正義が全く異なる経緯をたどったことに大きく由来していることは間違いない。だが免罪法が出されていた90年代に、むしろ強制失踪に関する「文化的記憶」の構築が急速に進んだアルゼンチンの例にみるように、必ずしも刑事裁判の実現の有無だけが「文化的記憶」の構築＝再構築に関与するわけではない。より広い社会的コンテキストのなかで、「文化的記憶」の生産が具体的にどのような場で行われ、そこでの「記憶」の語られ方からどのようなメッセージが出され、それが具体的に教育や観光を通じてどのように「消費」されているかを考察することによって、暴力的な過去の記憶の集合的な「文化的記憶」化のプロセスの正確な把握は可能になるのである。

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

Midori HAYASHI, "Senso ni Kosuru: Kea no rinri to heiwa no koso," *Social Science Japan Journal*, 査読有、20(1), 2017, 147-150.

林 みどり「依存・呼びかけ・受動性 フェミニズムの政治学と攪乱する主体」『アジア太平洋研究』、査読無、41号、2016、159-168。

Midori HAYASHI, "Estrategias representativas de 'lo irrepresentable' frente a los acontecimientos al limite: los casos argentino y japones," *XVII Congreso de la Federacion Internacional de Estudios sobre America Latina y el Caribe*, 査読有、vol.3, No.3, 2015, 613-619.

林 みどり「顔の顕れと不在の表象 写真・人型・鏡の文化政治」『境界を越えて』、査読無、15号、2015、9-24。

[学会発表](計7件)

林 みどり「侵犯と創造 近代文学は人の移動をどのように描いてきたか」シンポジウム「人文知のトポスII 人の移動・文化・精神」招待講演、2017年3月4日、就実大学(岡山県・岡山市)。

林 みどり「ポスト軍政期アルゼンチンにおける集合的記憶の社会的構築」日本ラテンアメリカ学会第37回定期大会、2016年6月4日、京都外国語大学(京都府・京都市)。

林 みどり「岡野八代の仕事 法・シティズンシップの政治学からケアの政治学へ」シンポジウム「傷・身体・反暴力の政治思想 岡野八代の著作をめぐる」、2016年2月22日、成蹊大学(東京都・武蔵野市)。

Midori HAYASHI, "Estrategias representativas de 'lo irrepresentable' frente a los acontecimientos al limite: los casos argentino y japones" *Federacion Internacional de Estudios sobre America Latina y el Caribe*, 2015年8月25日、釜山(韓国)。

林 みどり「身体の記憶・憑依する記憶 芸術は暴力の歴史をどう記憶するか」ワークショップ「グローバル時代におけるアメリカン・リベラルな個人像の脱主体化にむけて フェミニズム/ケア/母的文化」招待講演、2015年1月23日、同志社大学(京都府・京都市)。

林 みどり「鏡のヘテロトピア "Identidad" 究極の強制失踪者たちへ」シンポジウム「異他なる場所(ヘテロトピア)へ 映像・景観・詩」、2014年11月22日、立教大学(東京都・豊島区)。

林 みどり「社会科学の枠を超えて」シンポジウム「山之内靖の仕事 総力戦からグローバルイゼーションへ」、2014年7月12日、フェリス女学院大学(神奈川県・横浜市)。

[図書](計1件)

林 みどり 他、リトン、『文化接触の想像力』、2013、272(149-174)。

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者  
林 みどり (HAYASHI, Midori)  
立教大学・文学部・教授  
研究者番号：70318658

(2) 研究分担者 ( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号：

(4) 研究協力者 ( )